

Ⅲ 中学部

1 学部目標

- 元気に活動する生徒
- 自ら学習する生徒
- 友達と協力する生徒

2 教育課程編成上の方針

(1) 教育課程編成の基本方針

- ア 法令及び学習指導要領を基準として、人間として調和のとれた生徒の育成を目指し、その障がいの状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校の実態を考慮し、適切な教育課程を編成する。
- イ 生徒一人一人の発達の過程や経験を踏まえ、小学部、高等部との連携を図りながら、自ら学ぶ意欲を養い、基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かせるような弾力的な教育課程の編成に努める。
- ウ 実際の体験や、自ら課題を解決させるような学習場面の工夫をすることで、生徒一人一人が主体的に判断し、行動できる力を育む教育課程の編成に努める。
- エ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、家庭及び地域社会との連携を深め、障がいの正しい理解と認識が得られるようにする。望ましい人間関係と社会性を育てるために、総合的な学習の時間などで体験的な学習活動を行い、地域との交流や地域の中学校との交流及び共同学習を計画的に実施する。加えて「ふくしま教育週間」等の中で「太陽祭」や授業公開等を設定し、更に家庭や地域とのふれあいが図れるような教育課程を編成する。
- オ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するために、教育課程を通常の学級、重複障がい学級A、重複障がい学級B、重複障がい学級C、訪問学級の5つに分けて編成する。なお、重複障がい学級Bと重複障がい学級Cは、肢体不自由を併せ有する生徒を対象とする。
- カ 肢体不自由の障がい特性による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。
- キ キャリア教育の視点を踏まえ、各教科等を合わせた指導を通して、将来の社会生活及び職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育成できるような教育課程を編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の取扱い

- ア 日常生活における基本的な生活習慣や教師と生徒及び生徒相互の人間関係を育てるとともに、自然体験活動などの豊かな体験を通して、生徒の内面に根ざした道徳的実践意欲や態度の育成を図る。
- イ 生徒が人間としての生き方について自覚を深め、よりよく生きていこうとする意欲や態度を養い、豊かな社会生活が送れる基礎的能力を育てる。
- ウ 実施に当たっては、小学部における道德教育の指導内容をさらに発展させ、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導等で道德教育の目標を達成するように努める。
- エ 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、年間指導計画及び個別の指導計画の中に位置付けて実施する。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

- ア 日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、体力の向上及び健康・安全で自律的な生活を送るための基礎を培い、教育活動全体を通じて体育的諸活動を積極的に行えるようにする。
- イ 身近な生活における健康・安全に関する知識や自ら運動に親しむ能力や態度を身に付け、明るく楽しい生活を営むための体力を養う。
- ウ 防災教育については、各教科や各教科等を合わせた指導、特別活動、自立活動などとの調整を図り、防災教育に関する事項を学校防災計画や各種指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて指導する。
- エ 性に関する指導については、全体計画に基づき、保健体育や各教科等を合わせた指導、特別活動、自立活動と関連させながら、生徒一人一人が自分の身体について関心をもち、主体的に健康な生活を

営めるよう、個に応じた段階的に指導する。

オ 食育の推進については、バランスの良い食事を取ろうとすることや食べ物を大切にできる態度など、健康的で望ましい食生活の習慣の基礎が培われるよう、全体計画に基づいて、保健体育や各教科等を合わせた指導、特別活動、自立活動及び学校給食等の中で適切に指導を行う。

(4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い

ア 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、個々の障がいの状態や発達の段階に応じ、個別の指導計画を基にした具体的目標を設定し、各教科及び各教科等を合わせた指導との関連を図りながら、学校の教育活動全体を通じて適切に指導する。

イ 摂食指導を必要とする生徒については、医師等の専門的な指導を受けながら、保護者と十分な連携の基に指導を行う。

ウ 医療的ケアを必要とする生徒の「健康の保持」の内容については、看護師等の専門的な知識、技能を有する者と連携して、具体的な配慮をしながら指導を行う。

(5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い

ア 障がいの状態により特に必要がある場合

- ・ 生徒の実態に即して、必要がある場合は、中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部に替えて、教育課程を編成する。

- ・ 障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、総合的な学習の時間に替えて自立活動の指導を行うよう教育課程を編成する。

イ 訪問教育の場合

- ・ 障がいのため、通学して教育を受けることが困難な生徒については、教員を家庭に派遣し、自立活動を主とした教育課程を編成する。

(6) 当該年度に改善または努力する事項

年間指導計画を活用し改善・工夫を図りながら、中学部3年間や卒業後の学習及び生活を見据えて、各教科等の指導内容を計画的に単元・題材に位置付け、資質・能力の三つの柱のバランスを考えた授業づくりに努める。

(7) その他必要な事項

ア 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針

- ・ 通常の学級においては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」で編成する。

- ・ 重複障がい学級Aにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」で編成する。

- ・ 重複障がい学級Bにおいては、自立活動と各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」で編成する。

- ・ 重複障がい学級Cにおいては、自立活動と各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」で編成する。

イ 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、放射線等の基礎的な理解や健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てるために、文部科学省の副読本及び福島県教育委員会の指導資料を参考にしつつ生徒の実態に即した教材の工夫をし、学校全体で組織的、計画的に取り組むようにする。

ウ その他

- ・ 5月25日(月)は、学校創立記念日のため、休業日とする。

- ・ 6月17日(水)から6月19日(金)に東京方面に2泊3日の日程で3学年の修学旅行を実施する。

- ・ 7月4日(土)に授業参観を実施し、7月6日(月)を振替休業日とする。

- ・ 10月24日(土)に太陽祭を実施し、10月26日(月)を振替休業日とする。

- ・ 3月3日(水)は、高等部前期入学者選抜実施日のため、休業日とする。

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数 (訪問学級は除く)

学年 学期	第1学年	第2学年	第3学年	備考
第1学期	71日	71日	71日	
第2学期	83日	83日	83日	
第3学期	49日	49日	42日	3/12卒業式のため
計	203日	203日	196日	

(2) 年間授業時数 (別表)

(3) 1単位時間 50分

- ・ 通常の学級と重複障がい学級Aは、保健体育の指導として、1校時日常生活の指導後に20分間、「朝のトレーニング」を行うために帯状に設定する。
- ・ 日常生活の指導については、通常の学級と重複障がい学級Aは、1校時30分間、朝の会等の指導を行うために帯状に設定する。また、通常の学級及び重複障がい学級は、ともに、給食後に10分間、歯みがき等の指導を行うとともに、下校前30分間、帰りの会等の指導を行うために帯状に設定する。

4 教育課程実施上の方針

○ 通常の学級における教育課程実施上の方針

(1) 各教科

通常の学級の各学年においては、系統的・発展的指導を進めるため、国語、数学、音楽、保健体育、外国語（英語）の各教科を設定し日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等との関連の基に、実際の生活に役立てられるよう指導を行う。

・ 国語

日常生活や社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもち（思考力・判断力・表現力等）、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 数学

数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解し、事象を数理的に処理する技能を身に付け（知識及び技能）、数学的な表現を用いて事象を表し（思考力・判断力・表現力等）、数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、数学で学んだことを生活や学習に活用する態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 音楽

曲名や曲の雰囲気と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付け（知識及び技能）、音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや、音や音楽を味わいながら聴き（思考力・判断力・表現力等）、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 保健体育

各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付け（知識及び技能）、それらを通して自分の課題を見付けたり、その解決に向けて自ら思考し判断したことを他者に伝えたりしながら（思考力・判断力・表現力等）、生涯にわたって運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。心身の発達や特性に応じた運動を、「朝のトレーニング」として帯状に時間を設定し、体を動かす楽しさを味わわせ、運動をする習慣の形成及び基本的な体

力の向上に努める。

・ 外国語（英語）

外国語を用いた体験的な活動を通して、身近な生活で見聞きする外国語に興味や関心をもち、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむとともに（知識及び技能）、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養い（思考力・判断力・表現力等）、外国の文化の多様性を知り、コミュニケーションを図ろうとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。7月と12月に、それぞれ8時間ずつ実施する。

(2) 特別の教科道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、道徳的判断や行動ができるよう指導を行う。

イ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を密にしながら、学級活動の時間と隔週を基本とした時間を設定し体験的な活動の中で基盤となる道徳的实践意欲や態度を育てる。

ウ 発達の段階に応じ、社会の一員として自覚をもち、よりよく生きるための意欲や態度を育てる。

(3) 総合的な学習の時間

生徒が自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質や能力が発揮できる学習及び環境づくりに努める。実施に当たっては、地域の中学校（平野中学校）との交流及び共同学習や地域社会の人々との交流を通して、体験的な活動や調べ学習を行い、様々な事柄に関心をもち、自分から進んで取り組むことができるよう、指導内容や指導形態等を工夫し指導を行う。

(4) 特別活動

ア 学年や複数の学級での集団活動を活発化し、地域社会の人々と積極的に交流する機会を組織的、計画的に設定することで、キャリア発達を促し、経験を広め積極的な態度を養い、豊かな人間関係を育てる。

イ 学級活動については、日常生活の指導との関連において道徳の時間と隔週を基本とした時間を設定し、生徒の実態に即した指導を行う。

ウ 学校行事については、生活単元学習との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。なお、生徒の障がいの実態を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

エ 学部内交流を図りながら、生徒一人一人の自主性を高める計画を立てて実施する。

(5) 自立活動

ア 生徒一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服できるよう、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動、各教科等を合わせた指導の中で配慮して指導を行う。

イ 生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階、経験等の程度等に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定する。また、小学部からの指導を踏まえ、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

・ 日常生活に必要な望ましい生活習慣や集団生活への参加に必要な態度を育てるため、障がいの状態や発達の段階に応じて、生活の流れに沿った実際的な場面で段階的・発展的に指導を行う。

イ 生活単元学習

・ 生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的に沿った活動を計画的に経験させ、自立した生活に必要な事項について实际的・総合的に学習させ生活する力が養われるように努める。

・ 生活に基づく学習内容を設定し、目標や課題の達成を図るため生徒の興味・関心や個々の障がいの状態及び発達の段階に応じて、主体的な活動を促すようにする。

・ 生徒一人一人が積極的に学習活動に参加し、活動の活発化を図るため、学習の形態や集団の構成を工夫するとともに具体的な指導内容を設定し、個に応じた適切な支援ができるように努める。

ウ 作業学習

・ 生徒の実態に応じ、製作や製品の販売等における適切な活動を学習活動の中心に据え、人と関

わる力や最後まで集中して取り組む力を養う。

- ・ 木工、家庭生活、紙工の班を設定して学習を行う。
- ・ 校内実習を計画して、指導に当たる。実習は年1回行い、11月9日（月）から20日（金）に設定する。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級A）

(1) 各教科

ア 障がいの状態に即した適切な指導を行うために、生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて適切に指導できるようにする。各教科等を合わせた指導や自立活動、あるいは行事との関連を図りながら総合的に学習を行い、効果的に指導を行う。

イ 国語、数学、音楽、保健体育を教科別の指導として設定する。

・ 国語

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、自分なりの思いをもち（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 数学

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形の違いを理解し（知識及び技能）、数学的な表現を用いて事象を表し（思考力、判断力、表現力等）、数学で学んだことよきや楽しさを感じながら学習や生活に活用する態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 音楽

曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、音楽表現に対する思いをもつことや演奏の楽しさを見出しながら（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動をする楽しさに興味をもち、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 保健体育

基本的な動きや健康な生活に必要な事柄を身に付けるとともに（知識及び技能）、基本的な運動の楽しみ方や健康な生活の仕方について工夫し（思考力、判断力、表現力等）、運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。心身の発達や特性に応じた運動を、「朝のトレーニング」として帯状に時間を設定し、体を動かす楽しさを味わわせ、運動をする習慣の形成及び基本的な体力の向上に努める。

(2) 特別の教科道徳

ア 自分の意思を自分なりの表現で伝えることができるよう豊かな心情を育てる。

イ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で、基盤となる道徳的実践意欲や態度を養う。

(3) 総合的な学習の時間

生徒が自分から感じたり、気付いたりする力を育てる学習及び環境づくりに努める。実施に当たっては、地域の中学校（平野中学校）との交流及び共同学習や地域社会の人々との交流を通して、体験的な活動を行い、様々な事柄に関心をもち、教師や友達と一緒に取り組むことができるよう、指導内容や指導形態等を工夫し指導を行う。

(4) 特別活動

ア 学年や複数の学級、学部内交流などを図る場を設定し、集団活動を意識できるように配慮した計画を立てて実施することで、キャリア発達を促し、経験を広め豊かな人間関係を育てる。

イ 学級活動については、日常生活の指導等において、生徒の実態に即した指導を行う。

ウ 学校行事については、生活単元学習との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を

通して集団への所属感を高める。なお、生徒の障がいの実態や程度を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(5) 自立活動

ア 生徒一人一人が自立を目指し、生徒の発達の段階や心身の状態に応じて、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服できるよう、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動及び各教科等を合わせた指導の中で配慮して指導を行う。

イ 生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階、経験の程度等に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定する。また、小学部からの指導を踏まえ、長期的及び短期的観点の基に系統的・段階的指導に努める。

ウ 障がいの状態に応じ、心理的な安定を図るとともに、外界への自発的行動を促し、身体の動きの向上、人との関わり等について個別的な指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

・ 日常生活に必要な望ましい生活習慣を身につけたり、集団生活への参加に必要な態度を育てたりするため、障がいの状態や発達の段階に応じて、生活の流れに沿った指導を実際の場面で段階的・発展的に指導を行う。

・ 障がいの状態及び発達の段階に応じ、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら周辺処理能力を高め、自立的な行動が取れるような指導に努める。

イ 生活単元学習

・ 生活に基づく学習内容を設定し、目標や課題の達成を図るため、生徒の興味・関心や個々の障がいの状態及び発達の段階に応じ、主体的な活動を促すようにする。

・ 生徒が活動に見通しをもてるような活動内容や方法を工夫し、実際生活に生かすことができるようにする。

・ 生徒が主体的または積極的に学習活動に参加できるような学習の形態や集団の構成を工夫し、個々に応じた適切な支援ができるように努める。

ウ 作業学習

・ 生徒の興味・関心、実態に応じたものづくりの学習を設定し、視覚的な教材や補助具等を用いて指導内容や方法を工夫しながら、人と適切に関わる力や一定時間継続して作業に取り組む態度を養う。

・ 木工、家庭生活、紙工の班を設定して学習を行う。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級B）

(1) 各教科

ア 障がいの状態に即した適切な指導を行うために、生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた、弾力的な対応ができるようにする。各教科等を合わせた指導や自立活動、あるいは行事との関連を図りながら総合的に学習を行い、効果的に指導を行う。

イ 国語、数学、音楽を教科別の指導として設定する。

・ 国語

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な言葉を身に付けるとともに（知識及び技能）、日常生活における人との関わりの中で伝え合う楽しさを味わい、自分なりの思いをもち（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 数学

生徒の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形に関心をもち、（知識及び技能）、具体的な操作を用いて考え表現し（思考力、判断力、表現力等）、数学で学んだことよきや楽しさを感じながら興味をもって学ぼうとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 音楽

音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、音楽表現を工夫することや表現することを通じて（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動をする楽しさに興味をもちながら、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科道徳

ア 自分の意思を自分なりの表現で伝えることができるような豊かな心情を育てる。

イ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で、基盤となる道徳的实践意欲や態度を養う。

(3) 総合的な学習の時間

生徒が自分から感じたり、気付いたりする力を育てる学習及び環境づくりに努める。実施に当たっては、地域の中学校（平野中学校）との交流及び共同学習や地域社会の人々との交流を通して、体験的な活動を行い、様々な事柄に関心をもち、教師や友達と一緒に取り組むことができるよう、指導内容や指導形態等を工夫し指導を行う。

(4) 特別活動

ア 学年や複数の学級、学部内交流などを図る場を設定し、集団活動を意識できるように配慮した計画を立てて実施することで、キャリア発達を促し、友達や教師への関心を高める。

イ 学級活動については、日常生活の指導等において、生徒の実態に即した指導に当たる。

ウ 学校行事については、日常生活の指導や自立活動との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。なお、生徒の障がいの実態や程度を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(5) 自立活動

ア 生徒一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服できるよう、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動及び各教科等を合わせた指導の中で配慮して指導を進めるとともに、自立活動の時間を設定して指導を行う。

イ 生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階、経験の程度等に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定する。また、小学部からの指導を踏まえ、長期的及び短期的観点の基に系統的・段階的指導に努める。

ウ 障がいの状態に応じ、心理的な安定を図るとともに、外界への自発的行動を促し、身体の動きの向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室を使った活動なども取り入れて運動機能の保持、向上を図る。

エ 専門の医師等の指導や助言を基に、障がいの状態に応じた適切な指導を行う。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活に必要な望ましい生活習慣を身につけたり、集団生活への参加に必要な態度を育てたりするため、障がいの状態や発達の段階に応じて、生活の流れに沿った指導を実際の場面で段階的・発展的に指導を行う。

- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じて、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら周辺処理能力を高め、自立的な行動が取れるような指導に努める。

- ・ 「朝のトレーニング」として带状に時間を設定し、心身の発達や特性に応じた運動を取り上げ、体を動かす楽しさや運動をする習慣を形成し、基礎的な体力の向上に努める。

イ 生活単元学習

- ・ 生活に基づく学習内容を設定し、目標や課題の達成を図るため、障がいの特性を踏まえながら、生徒の興味・関心や個々の障がいの状態及び発達の段階に応じ、主体的な活動を促すようにする。

- ・ 生徒が活動に見通しをもてるような活動内容や方法を工夫し、実際生活に生かすことができるようにする。

- ・ 生徒が主体的または積極的に学習活動に参加できるような学習の形態や集団の構成を工夫し、

個々に応じた適切な支援ができるように努める。

ウ 作業学習

- ・ 生徒の障がいの特性を踏まえながら、興味・関心、実態に応じたものづくりの学習を設定し、活動に見通しをもてるよう視覚的な教材や補助具等を用いて指導内容や方法を工夫し、人と適切に関わる力や一定時間継続して作業に取り組む態度を養う。
- ・ 木工、家庭生活、紙工の班を設定して学習を行う。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級C）

(1) 各教科

ア 障がいの状態に即した適切な指導を行うために、生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた、弾力的な対応ができるようにする。各教科等を合わせた指導や自立活動、あるいは行事との関連を図りながら総合的に学習を行い、効果的に指導を行う。

イ 音楽を教科別の指導として設定する。

・ 音楽

音や音楽に注意を向けて気付くとともに、関心に向け、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、音楽的な表現を楽しむことや音や音楽に気付きながら（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動をする楽しさに興味をもち、音楽経験を生かして生活を明るく楽しいものにする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科道徳

ア 自分の意思を自分なりの表現で伝えることができるような豊かな心情を育てる。

イ 各教科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動との関連を密にししながら、各教科等を合わせた指導の中で、基盤となる道徳的実践意欲や態度を養う。

(3) 総合的な学習の時間

生徒が自分から感じたり、気付いたりする力を育てる学習及び環境づくりに努める。実施に当たっては、地域の中学校（平野中学校）との交流及び共同学習や地域社会の人々との交流を通して、体験的な活動を行い、様々な事柄に関心をもち、教師や友達と一緒に取り組むことができるよう、指導内容や指導形態等を工夫し指導を行う。

(4) 特別活動

ア 学年や複数の学級、学部内交流などを図る場を設定し、集団活動を意識できるように配慮した計画を立てて実施することで、キャリア発達を促し、友達や教師への関心を高める。

イ 学級活動については、日常生活の指導等において、生徒の実態に即した指導を行う。

ウ 学校行事については、日常生活の指導や自立活動との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。なお、生徒の障がいの実態や程度を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(5) 自立活動

ア 生徒一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服できるよう、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動及び各教科等を合わせた指導の中で配慮して指導を進めるとともに、自立活動の時間を設定して指導を行う。

イ 生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階、経験の程度等に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定する。また小学部からの指導を踏まえ、長期的及び短期的観点の基に系統的・段階的指導に努める。

ウ 心理的な安定を図るとともに、外界への自発的行動を促し、身体の動きの向上、人との関わりなどについての充実を図る。また、水治訓練室を使った活動なども取り入れて運動機能の保持、向上を図る。

エ 摂食機能の発達を促すための指導方法や内容を設定し、継続的に指導を行うことにより、摂食機能の向上に努める。

オ 専門の医師等の指導や助言を基に、障がいの状態に応じた適切な指導を行う。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活に必要な望ましい生活習慣を身につけたり、集団生活への参加に必要な態度を育てたりするため、障がいの状態や発達の段階に応じて、生活の流れに沿った指導を実際の場面で段階的・発展的に指導を行う。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じ、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら周辺処理能力を高め、自立的な行動が取れるような指導に努める。

イ 生活単元学習

- ・ 生活に基づく学習内容を設定し、目標や課題の達成を図るため、生徒の興味・関心や個々の障がいの状態及び発達の段階に応じ、主体的な活動を促すようにする。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針

(1) 自立活動を主とした指導

ア 適切な支援の基に、生活のリズムを整えながら、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善に努める。

イ 全人的な発達を促すために必要な基本的指導内容を生徒一人一人の実態に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定する。また、小学部からの指導を踏まえ、長期的及び短期的な観点の基に段階的な指導ができるように努める。

ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚、運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、動作の改善及び習得について個別的な指導の充実を図る。

エ 障がいの状態により必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け適切な指導ができるようにする。

(2) 特別の教科道徳

自立活動との関連を図り、本人の快・不快を推測しながら指導を行うことで、教師への信頼感を育むことができるようにする。

(3) 特別活動

集団の雰囲気や集団での所属感を味わうことで、人との関わりを広げることができるようにする。また、学校行事については、生徒の実態を考慮した柔軟な計画の基に実施する。

(4) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間252時間を基準として、対象生徒の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な生徒に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、生徒一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。